令和８年度第２回
七尾市健康福祉審議会児童福祉分科会

日時：令和８年１０月２７日（火）
１４時～
場所：パトリア３階　会議室３，４

次　　第

１　開　会

２　会長選任

３　協議事項

（１）屋内の子どもの遊び場整備について

（２）その他

４　報告事項

（１）こども性暴力防止法の施行について

５　閉　会

七尾市健康福祉審議会　児童福祉分科会委員

◎会長　○副会長

No.	会長 副会長	氏　　名	委 員 の 所 属	摘　　要
1		いけざき　あやこ 池﨑　　綾子	(一社)七尾市医師会	
2		いわぎし　えいじ 岩岸　　鋭二	七尾市立小中学校校長会	審議会委員
3		おかもと　ひさし 岡本　　尚士	七尾市地区社会福祉協議会等連合会	
4		かわばた　もりひさ 川端　　盛久	七尾市民生委員児童委員協議会	
5		こくぶ　　ゆきこ 国分　　由紀子	市民代表	審議会委員
6		さくらい　さだむね 櫻井　　定宗	七尾市法人立保育連絡協議会	審議会委員
7		すなやま　しゅんえい 砂山　　俊英	石川県七尾児童相談所	
8		どうした　ようこ 堂下　　陽子	七尾鹿島保護区保護司会	
9		とさ　　ともみ 土佐　　智美	石川県立七尾特別支援学校	
10		ながえ　　あき 永江　　亜紀	七尾市保育士会	
11		ひらた　　なおみ 平田　　直美	石川県能登中部保健福祉センター	
12		まえはま　ゆきえ 前濱　　雪枝	市民代表	
13		みやこ　　ゆきひこ 都　　由紀彦	七尾市法人立保育連絡協議会	

※七尾市健康福祉審議会規則第7条により設置(運用は要綱による)
※任期:令和6年4月1日～令和9年3月31日

資料１

屋内の子どもの遊び場整備について

１．これまでの経緯

時　期	内　容
令和４年度	小学生以下の子どもを育てる保護者に市民アンケートを実施 「子どもの遊び場が少ない」「公園の遊具を充実してほしい」等の意見
令和５年度	「旧御祓中学校」を整備場所として分科会から市長に提案書提出 武道館・体育館⇒大型遊具の設置 校舎解体跡地　⇒屋外遊具エリア　など
令和６年１月	能登半島地震発生
令和７年２月	「七尾市戦略的復興プラン」のアクションプランに位置付け
令和７年８月	「旧御祓中学校」での整備にかかる調査を実施 想定スケジュール、概算工事費、整備内容（震災対応含む） ⇒　整備場所の再検討が必要

２.整備場所の選定について

候補地となりうる要件を比較・検討し、総合的に勘案した1か所を選定する。選定した整備場所については、七尾市健康福祉審議会等を通じて意見を伺い、最終的に決定・公表する。

３．候補地の主な比較検討ポイント

① 利用しやすい立地・アクセス

② 市民ニーズを反映できる適切な規模

③ 既存施設の有効な利活用

４．今後の進め方

選定した整備場所を「どのような施設にするか（遊具、機能、設備等）」について、市民アンケートや意見聴取等を実施し、把握した意見を反映していく。

5.既存施設の比較検討

項目評価　○:高　　△:中　▲:低

比較項目	サンライフプラザ 1・2階一部改修	パトリア 4階ホール	和倉お祭り会館	旧御祓中学校 武道館・体育館
立地・アクセス	○	○	△	△
規模・広さ（概算）	約1,560㎡ （健診機能を維持し活用するエリア：約1,100㎡、中庭：約100㎡、屋上庭園：約360㎡を含む）	273㎡ 天井低い	165㎡	1,040㎡ 全体敷地広い 自由度高い 大型遊具等設置可能
既存施設活用	○	△	△	△
駐車場・駐輪場	屋外駐車場250台 駐輪場あり	立体駐車場464台 駐輪場あり	屋外駐車場89台 大型バス5台 駐輪可	整備必要
子育て相談等の機能	○	△	▲	△
災害時の活用	○	△	▲	○
早期整備の実現性	△	▲	▲	▲
施設利用との調整	○	△	▲	○
総合評価	○	△	▲	▲

※ 総合評価は、諸条件を総合的に勘案したもの。

6．今後のスケジュール（予定）

令和８年１０月　候補地選定
　　１０月　七尾市健康福祉審議会児童福祉分科会で審議
　　市長へ提案書を提出
　　１１月　七尾市健康福祉審議会へ報告
　　１２月　整備場所の決定・公表
令和９年　１月　基本計画の策定着手
　　４月　市民アンケート（機能面）実施

資料2

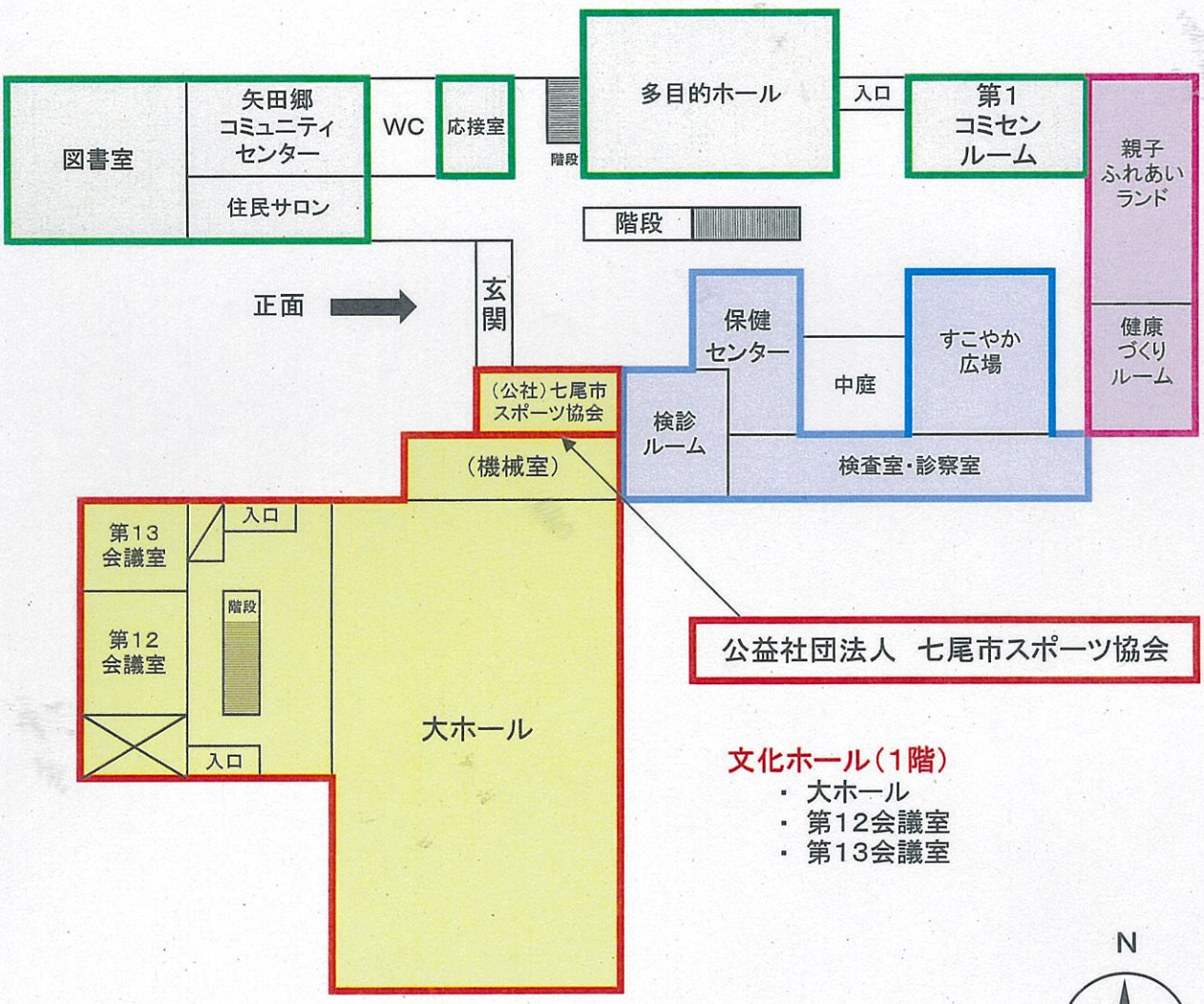

和倉温泉お祭り会館
旧御祓中学校
パトリア
七尾サンライフプラザ
七尾西湾
七尾南湾
七尾市
中能登町
能越自動車道
七尾城跡

資料３

七尾サンライフプラザ　1階

【管理区分】

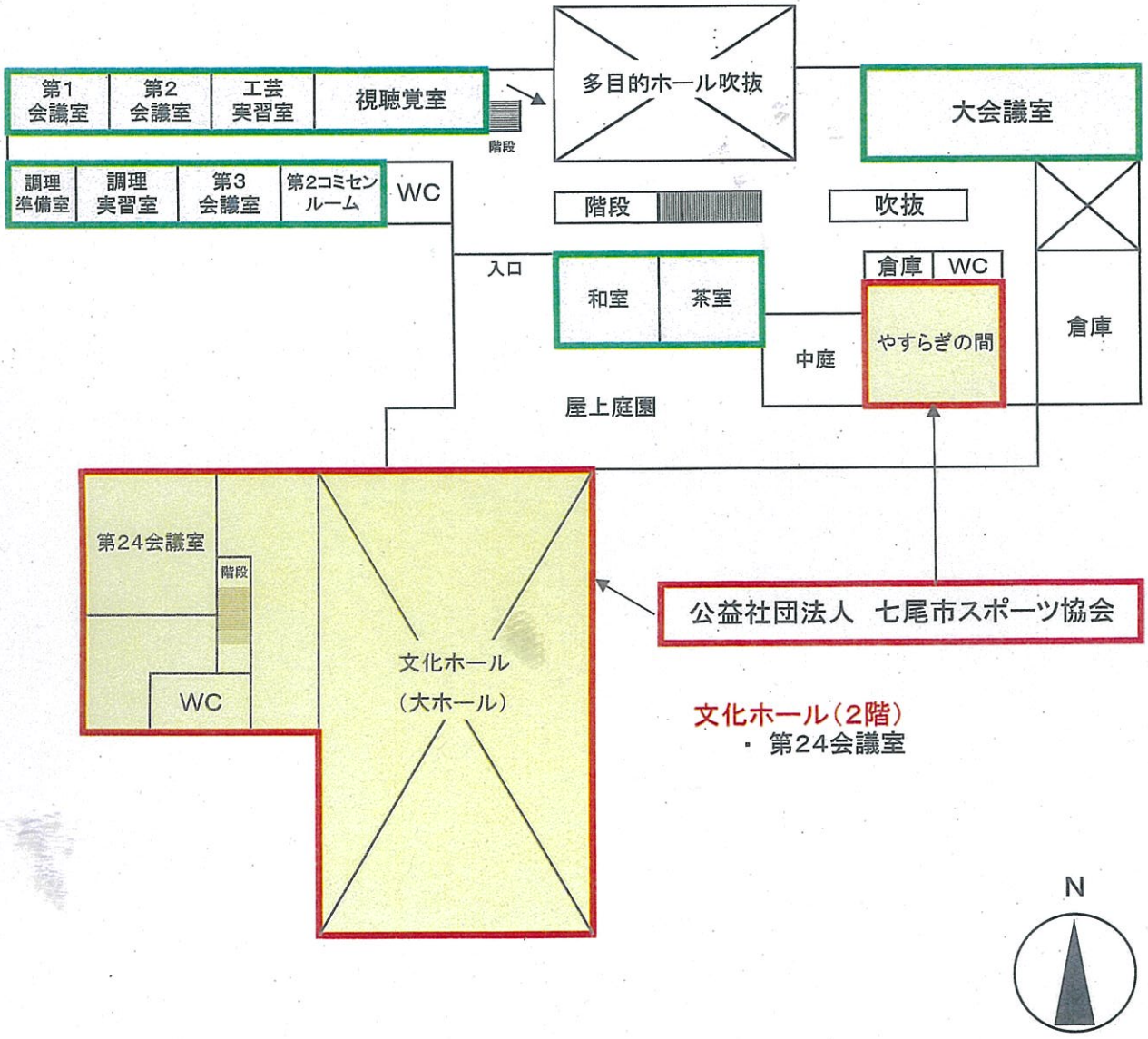
- 矢田郷地区コミュニティセンター
- 親子ふれあいランド
- 七尾市健康推進課
- （公社）七尾市スポーツ協会



七尾サンライフプラザ　2階

【管理区分】　矢田郷地区コミュニティセンター

（公社）七尾市スポーツ協会



「こども性暴力防止法」

2026年12月25日施行予定

こまもろう 認定 こども性暴力防止法 認定事業者

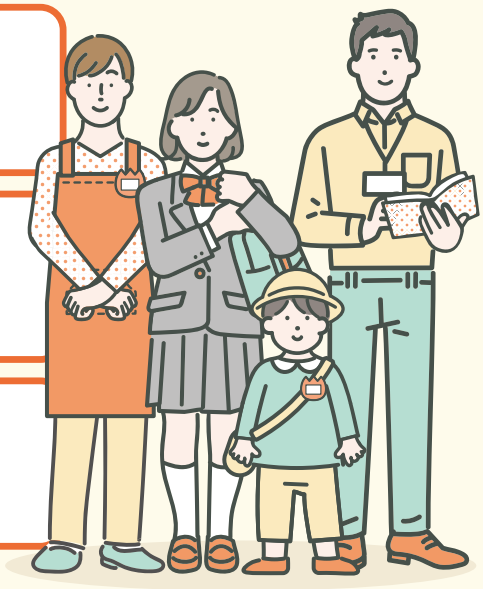
がスタートします。

こどもに対する性暴力は、断じて許されるものではありません。

学校や保育所、学習塾など、こどもに対して教育・保育などを行う事業者には、性暴力を防ぐための取組が求められます。

事業者に求められる取組

- 日頃から、こどもを性暴力から守る環境づくりを進めます。
- こどもと接する業務に就く人に、性犯罪前科の有無を確認します。
- 性暴力のおそれがある場合は、こどもと接する業務に就かせないようにします。



こどもまんなか
こども家庭庁

詳細は裏面および
こども家庭庁HPをご確認ください
国民の皆様向けの
動画やリーフレットを掲載しています

こどもまんなか
こども家庭庁

法律の対象は？

学校(幼稚園、小中高など)や認可保育所などは、公立・私立を問わず全ての施設や事業者が対象となります。
放課後児童クラブや学習塾といった事業者は、こども家庭庁に申請し、認定を受けた場合に法律の対象となります。

義務対象
・学校　・認可保育所　・認定こども園　・児童養護施設　・障害児施設　など

認定対象
・認可外保育施設　・放課後児童クラブ　・学習塾　・スポーツクラブ　など

認定を受けた事業者は
- こども家庭庁がウェブサイトを通じて公表
- 認定事業者マークを表示可能

こどもたちを性暴力から守るための取組

☑ 事業者において日頃から取り組むこと

性暴力を未然に防止する環境づくりを進めるとともに、早期発見のための仕組みを整えます。

・こどもの心身の状況の日常観察　・こどもへの面談・アンケート
・相談窓口の設置・周知　・従事者への研修　など



☑ 性暴力の疑いがある場合に取り組むこと

性暴力の疑いが生じた場合は、こどもの安全を守るとともに、調査などを行い、具体的な対策につなげます。

・こどもの保護・支援　・調査などの実施　など



☑ 性犯罪を繰り返させないために取り組むこと

こどもと接する業務に就く人に特定性犯罪の前科がないかを確認します。

特定性犯罪の例　※成人に対する性犯罪を含む

不同意わいせつ



痴漢



盗撮



など

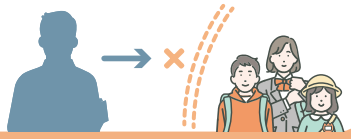
対象業務　勤務形態に関わらず、教員や保育士など、こどもと継続的に接する従事者が確認対象となります。

必ず対象となる業務
学校　教員、スクールカウンセラー、部活動指導員
保育所　園長、保育士　など

実態を踏まえて対象とするか判断する業務
・事務職員　・スクールバス運転手
・警備員　など

事業者は、こどもに対して性暴力などを行うおそれがあると判断する場合

こどもと接する業務に就かせないなどの対応



2025年12月作成